

舞鶴市国民健康保険条例の一部改正

令和2年3月議会
福祉健康委員会資料
第 20号議案
保険医療課

1 賦課限度額の引上げ(第13条の6及び12関係)

基礎賦課額(医療分) 61万円 ⇒ 63万円
介護納付金賦課額(介護分) 16万円 ⇒ 17万円

2 保険料の軽減に係る所得判定基準額の変更(第18条の2関係)

5割軽減 33万円+28万円×被保険者数 ⇒ 33万円+28.5万円×被保険者数
2割軽減 33万円+51万円×被保険者数 ⇒ 33万円+52万円×被保険者数

◎施行期日等

令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の保険料から適用

